
監査委員公表

那 監 公 表 第 9 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について (公表)

平成 21 年度財政援助団体等監査(那監公表第 7 号)の結果に伴い措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について**1 事業名称 那覇市観光協会補助金
(観光課)
指摘事項等****(1) 波の上ビーチ事業補助金について (観光協会補助金関連)**

那覇港管理組合からの指定管理者指定を受け、波の上ビーチの管理運営を行っている那覇市観光協会に対し、当該ビーチの管理運営にかかる経費を補助対象として、観光振興事業補助金(平成 20 年度の管理経費 1,904 万 6,698 円に対し、補助金 1,900 万円)を交付している。

しかし、波の上ビーチの管理運営に関する経費は、当該施設の設置者である那覇港管理組合からの委託料及びビーチ収入で充当することが妥当であると思われることから、当該補助金交付のあり方について検討されたい。

(2) 補助金交付に係る事務手続きについて (共通事項)

補助金の交付にあたり、交付申請の受理、交付決定通知、確定通知等を行っているが、交付団体の適格性や補助対象事業の妥当性についての審査が極めて不十分である。

那覇市補助金等交付規則に明確な基準が定められてない事も一因であり、補助金等に関する基本指針で示された補助金交付基準や補助金見直し基準等と同規則が一体となった運用をされるよう、補助金交付事務の適正化に努められたい。

指摘事項等に関する措置**(1) 波の上ビーチ事業補助金について (観光協会補助金関連)**

波の上ビーチについては、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間、那覇港管理組合が、指定管理者制度により那覇市観光協会に管理

委託していますが、施設の管理委託費については指定管理団体が負担するものとした同管理事務所所管の条例のもと、波の上ビーチの運営・管理費は那覇市観光協会が負担を余儀なくされている状況です。また、収入についても現在の施設の状況からは管理運営費をまかなうのに十分なものではありません。しかしながら同ビーチは、市民の利用はもとより観光客の誘客施設としての役割を担っていることから、引き続き管理運営については継続していく意向であり、その望ましい運営方法については今後那覇港管理組合と調整を図っていく必要があると思っています。

(2) 補助金交付に係る事務手続きについて (共通事項)

補助金交付に係る事務手続きについては、今後那覇市補助金等交付規則に基づき、補助金等に関する基本指針で示された補助金交付基準や補助金見直し基準等を参照の上、適正な審査及び補助金交付に努めたいと思います。

(那覇市観光協会)

指摘事項等

(1) 給与規程等の整備について

那覇市観光協会給与規程によれば、賞与の算定方法及び退職金については別途会長が定められているが、いずれの規程も整備されてない。賞与の算定根拠及び毎年積み立てている退職積立金の算定根拠を明確にするため、規程等を早急に整備されたい。

(2) 観光振興積立金について

観光振興積立金は、波の上ビーチ周辺の整備や那覇近郊地域等の新イベント事業に資するため平成 18 年度に設置されたものであるが、当該積立金の具体的な活用方法が策定されてなく、積立金を活用した実績もない。

積立金の設置目的を達成するよう、運用計画を策定し着実に実施することが望まれる。

(3) 公益事業と収益事業の区分について

波の上ビーチ広場事業の会計処理において、同広場で実施するバーベキュー事業を収益事業として特別会計に区分し会計処理しているが、同広場に係る光熱水費については、公益事業にかかる経費として一般会計に計上している。

しかし、バーベキュー事業を実施するためには、公益事業であるビーチ広場の維持管理が必要とされることから、収益事業に資する経費については、応分の負担を特別会計に計上することを検討されたい。

指摘事項等に関する措置

(1) 給与規定等の整備について

給与規定等の整備については、事務局において賞与に関する規定、退職金に関する規定案を作成済みであり、平成 22 年 3 月 17 日開催の役員会に諮り、平成 21 年度内に正式に整備する予定です。

(2) 観光振興積立金について

観光振興積立金については、平成 22 年 2 月に開催した役員会に提起し、審議したところであり、平成 22 年度からの運用に向け同年度初めまでには計画を策定する予定です。

(3) 公益事業と収益事業の区分について

公益事業と収益事業の区分については、バーベキュー事業の実施に伴い生

ずる光熱水費について、平成 21 年度から特別会計に経費を計上し運営しているところです。

2 事業名称 那覇大綱挽保存会補助金

(那覇大綱挽保存会)

指摘事項等

事務局職員の就業規則等の整備について

事務局職員の給与については、那覇大綱挽保存会規約(報酬)第 10 条第 2 項において「職員の給与は正副会長理事長会議を経て会長が定める。」とあり、給与基準が明文化されていない。当該団体は市の財政援助を受けている団体であるので、会計の透明性を図り、法令遵守の観点からも就業規則等による給与基準を明確にされたい。

指摘事項等に関する措置

事務局職員の就業規則等の整備について

当会は、平成 22 年 2 月より一般社団法人として法人格を取得いたしました。これにより、以降は給与基準等を示した関係規定を整備し、平成 22 年度より適用することに向けて準備を進めています。

3 事業名称 那覇爬龍船振興会補助金

(那覇爬龍船振興会)

指摘事項等

補助金の事務処理について

那覇爬龍船振興会は、定款に沿った運営がなされておらず、補助金事務についても関係規程の不整備等があり不十分である。

今後、定款に沿った運営を図り補助金事務処理に必要な規程を整備するとともに法人の会計事務の執行体制を充実されたい。

また、当該団体の財源が補助金に過度に依存していることから自主財源の確保に努められたい。

指摘事項等に関する措置

補助金の事務処理について

補助金の事務処理については、今後定款に沿った運営がより正確に行われるよう、理事会においても内容を再確認し、認識を共有したいと思います。また関係規定についても、明文化を図り整備を図っていくとともに、税理士事務所を通すなど、会計・決算事務の明白な事業報告に努めたいと思います。

自主財源の確保につきましては、今後参加団体からの参加費の徴収制等を検討するとともに、寄付金団体の増加に向け努力していく考えです。

4 事業名称 那覇市社会福祉協議会補助金等

(福祉政策課)

指摘事項等

(1) 補助事業遂行状況報告書について

那覇市社会福祉協議会は、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、10月20日までに補助金等交付規則第11条に規定する状況報告を補助事業遂行状況報告書により行なわなければならないものの報告がなく、所管部局は提出の指導・指示等も行っていない。補助事業者の年度前半期における補

助事業遂行状況の検証等を実施するため、補助事業遂行状況報告書は重要であり、補助事業遂行状況報告書の提出を求め、補助金等交付規則に基づき補助事業者の適切な指導を実施されたい。

(2) 事業評価について

那覇市総合福祉センターは、平成 18 年度から指定管理者による施設の管理運営を行っている。所管部局はこれまで管理運営事業の実績報告は受けているが、指定管理者制度導入に関する指針「部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」による事業評価を行っていない。

福祉サービスの向上を図りつつ経費の縮減等を実現していくためには、施設の管理状況を継続的に把握し、適切に管理監督し、制度導入の効果を検証する必要がある。そのためには事業評価は必要不可欠である。

したがって、施設管理の改善を図るため事業評価基準を策定し、事業評価を実施されたい。

指摘事項等に関する措置

(1) 補助事業遂行状況報告書について

ご指摘のありました補助事業遂行状況報告については、様式の整備を行い、補助事業者である社会福祉協議会へ提出の指導を行なったところです。今後は補助事業の運営状況を検証し、補助の目的に添った事業運営がおこなわれているか常に補助事業者に対する適切な指導等を実施してまいります。

(2) 事業評価について

事業評価については、平成 22 年 1 月 5 日「那覇市総合福祉センター指定管理制度における事業評価実施要領」を作成し、それに基づき事業評価を行いました。その結果、管理運営状況は特に問題点はなく、おおむね良好でしたが、指定管理者のホームページの運営状況について不備が確認されました。その他、実績報告書の記載手法について改善を要すると思われましたので、それらの不備事項に対して 3 月 4 日付にて指定管理者へ是正指示を行いました。

(那覇市社会福祉協議会)

指摘事項等

(1) 剰余金の積立について

平成 20 年度社会福祉法人那覇市社会福祉協議会決算書中の財産目録(定期預金明細)に施設整備等積立金として 99,914,329 円が積立てられているが、当該積立金は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会施設整備等積立金設置規程の「事業推進に必要な施設整備等資金を積立てる」を趣旨としたものではなく、「独自の事業を継続していくための資金不足を補うための必要な資金やリスクマネジメントに対応するための財源」として積立を行なっていることから、積立金設置規程の趣旨と積立金の目的が異なっている。

当該積立金については、目的と適合する積立金設置規程について検討されたい。

(2) 会員の拡大について

那覇市社会福祉協議会においては、会員が納める会費収入が平成 20 年度は 703 万 8,850 円で平成 17 年度に比べ 82 万 6,964 円(13.3%)増加している一方、平成 20 年度末現在の会員は 11,908 件で平成 17 年度と比べ 1,979

件(14.3%)減少している。会員の増加は、協議会の活動に対する市民の理解をより深め、協議会の財務体質の強化につながることから会員の拡大に努められたい。

指摘事項等に関する措置

(1) 剰余金の積立について

ご指摘のありました施設整備等積立金設置規程については、当該積立金の目的と適合するよう見直しを行い、平成21年12月15日開催の理事会において、介護保険事業等財政調整積立金設置規程として一部改正が決定され、同日付で施行されております。

(2) 会員の拡大について

会員加入促進月間(6月～7月)を設定し集中的に取り組むとともに広報誌「社協だより」の充実を図り、地域福祉活動に対する市民や福祉団体の理解を深め、会員の加入拡大に努めてまいります。

また、市内の企業、官公庁の役職員等に賛助会員の加入を呼びかけ、会員拡充を図りたいと考えております。